

## 小規模社会福祉施設に対する消防法改正/西日本防災システム

### 改正の経緯

平成18年1月8日に長崎県の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」で7名の方がお亡くなりになる火災を受けて消防法改正に至ったものです。

### 改正概要

消防法施行令別表第一の6項イ・ロ・ハをイ・ロ・ハ・ニに変更。  
改正後の6項ロに対して消防用設備の設置基準が強化されました。

### 改正詳細

#### 用途区分変更

現行	改正後
6項イ・ロ・ハの3区分	6項 イ・ロ・ハ・ニの4区分

[令別表第一PDFはこちら](#)

#### 消防用設備設置基準強化

項目	現行基準	改正後基準
自動火災報知設備	延べ300㎡以上	面積・規模に係わらず全てに設置義務
火災通報装置	延べ500㎡以上	面積・規模に係わらず全てに設置義務
消火器の設置基準	延べ150㎡以上	面積・規模に係わらず全てに設置義務
スプリンクラー消火設備設置基準	延べ1000㎡以上	延べ275㎡以上設置義務 <b>特例有り</b>
消防検査	延べ300㎡以上	面積・規模に係わらず全てに必要
防火管理者選任基準	収容人員30人以上	収容人員10人以上

[スプリンクラー特例基準はこちら](#)

### 公布日

平成19年6月13日

既存物件への猶予期間です

### 施行日

平成21年4月1日

### 猶予期間

平成24年3月31日



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>